

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成29年3月6日(月)
午前 9時59分 開会
午前11時03分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	三浦康司	副委員長	藤田誠一
委員	神野恭多	委員	藤原雅彦
委員	永易英寿	委員	岡崎 溥
委員	仙波憲一		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・副市長	寺田政則		
・福祉部			
部長	岡部嘉幸	総括次長(健康長寿戦略監)	白石 亘
次長(介護福祉課長)	加藤京子	次長(子育て支援課長)	藤田 憲明
地域福祉課長	伊達忠幸	生活福祉課長	山中 悟
介護福祉課参事(地域包括支援センター所長)	古川哲久	国保課長	井上 毅
子育て支援課主幹	加藤大和	介護福祉課主幹	東田 寿重
国保課主幹	飯尾 誠二		
・教育委員会事務局			
教育長	関 福 生	教育委員会事務局長	武方 弘行
教育委員会事務局総括次長(教育力向上戦略監)	榎木 奨 悟	次長	高橋 良光
次長(社会教育課長)	三沢 清 人	学校教育課長	高橋 正 弥
学校教育課主幹	長井 秀 旗		

6 委員外議員

岩本和強 議員 米谷和之 議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 多田羅 弘

議事課主任 中 島 康 治

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時59分

●三浦委員長：〈開会あいさつ〉

○副市長：〈あいさつ〉

◎福祉部関係

口議案第8号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田福祉部次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤原委員：緩和するということだが、第6条に保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者と定めているが、これも一定の基準があると思うが、その基準について教えてほしい。

○藤田福祉部次長：第6条の保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならないとなっているが、これについては愛媛県の基準に準じて愛媛県が実施している子育て支援研修、これは専門研修を含めると30時間、2日以上支援員研修がある。その研修を受けかつ、保育所等で保育の業務に従事したことのある経験年数を加味して、それと同等以上の経験、知識があるだろうと認める者としているので、少なくとも県の研修を修了したものを条件としている。

●藤原委員：県の研修さえ受ければ認められるということか。実務経験との関係性は。

○藤田福祉部次長：県の研修は、年に1回9月前後に集中的に行われる。基礎研修や、専門的な研修など10科目ほどの研修を受けていただき、なおかつ、例えば、保育施設等へ1年以上の従事経験があるという規定を設けないといけないと思っている。

●藤原委員：1年は新居浜市の判断となるのか。

○藤田福祉部次長：詳細な規定はまだ設けていないが、これから検討する。

●仙波委員：小規模保育事業所A型の定員は几人か。

○藤田福祉部次長：小規模保育事業所A型B型いずれも定員は19人以下である。

●岡崎委員：第7条には、幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を持っている人を保育士

とみなすことができるという規定があるが、こういう方達も保育士としてカウントするということだと思うが、その方達の専門と保育士の仕事は違うところがあると思うが、研修は準備されているのか。そのまま保育士としてカウントして仕事してもらおうという意味なのか。

○藤田福祉部次長：幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭については、保育園で必要な保育士の基準の人数に入れてもいいということではあるが、幼稚園教諭は3歳以上の幼児について、小学校教諭は5歳児を中心に担当するというようにそれぞれの特性に応じて担当するということがある。また、保育に従事したことがない幼稚園教諭などには、県の子育て支援研修の受講を促す。

●岡崎委員：幼稚園教諭等が対象となる施設は、

○藤田福祉部次長：幼稚園教諭等を保育士とみなす対象になるのは、小規模保育事業所A型と事業所内保育事業所のうち、定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所である。小規模保育事業所A型も保育所型事業所内保育事業所も、保育士の職員体制としては、全員保育士という基準があるが、そういったところの要件緩和ということである。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

○議案第9号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○井上国保課長：<説明>

<質 疑>なし

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

○議案第10号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○加藤福祉部次長：<説明>

<質 疑>

●仙波委員：定員が42人から54人になった場合、認定審査会の費用はどうなるのか。

○加藤福祉部次長：認定審査会の委員の報酬は、1人当たり1回1万2,000円となっているが、審査会を開く回数自体は変わらないので、予算額的には変わらない。医療関係委員の出席日数を月に2回から月に1回というようにローテーションの間隔を広げるということになる。

●永易委員：認定審査会の委員の構成であるが、保健師や医師は仕方ないと思うが、福祉分野の方がある程度固定化されてきていると思うが、新しい方に機会を与えることはしないのか。関係団体から申請をいただいているということもわかるが、特定の方が委員になっていると思われるので、ある程度の任期になると交代していくという仕組みにしてはと思うがその辺りはどうか。

○加藤福祉部次長：推薦は各福祉団体に推薦依頼を出して、その団体から推薦をいただいた委員に決定してい

る。特定の事業所に偏るということはないと思う。

●永易委員：各福祉団体などに依頼するのは間違いではないと思うが、どうしても推薦依頼をすると、団体の中での経験年数や活動実績に重きを置くと思うので、新しい方が出てこられない状況になると思う。ある程度、委員の活性化も必要だと思うがいかがか。

○加藤福祉部次長：確かに委員の活性化は必要であると思う。市の方から特定のこの方というのは申し上げることはできない。委員が所属されている団体に推薦依頼をお願いすることになるが、そのときに新しい委員を選んでいただけるような話し合いができないかどうかというお願いを市からすることくらいになる。

●永易委員：任期を設定すると、新しい方が出てこられる機会も広がるので、任期の設定を検討していただけないか。

○加藤福祉部次長：おっしゃられた意見はもともとだと思うので、今すぐ設定するという返事はできないが、任期の上限の設定が可能かどうかの検討はしてみたいと思う。

●藤原委員：委員の人数はふえたが、認定手続期間の短縮は。

○加藤福祉部次長：委員数に関係なく認定手続期間を短縮している事例はある。例えば、病院から退院後すぐに介護サービスが必要な場合などは入院先に調査に行き、主治医の意見書が出れば、その日の夜の認定審査会にかけ、最短で2週間程度で認定する場合もある。

●仙波委員：委員定数をふやせば、いろんな人が出てくる機会はふえると思うがその点はどうか。

○加藤福祉部次長：医師については、月に2回から1回へと変更になるので、その分保健福祉の関係の委員が追加になるので、新しい委員が入っていただく機会がふえると考えます。

●仙波委員：定員を54人よりももっとふやせばいいのでは。

○加藤福祉部次長：今回の条例では54人という上程をしているが、今後保健福祉の委員の状況を見させていたでいてふやすということになれば、条例の改正をお願いすることになると思う。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

○議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○白石福祉部総括次長：<説明>

<質 疑>

●岡崎委員：高齢者施設防犯対策強化事業、障がい者支援施設整備に関して、防犯対策で防犯カメラや人感センサーを設置するということだが、国の第2次補正の内示を受けてということであるが、相模原市での障害者施設の殺傷事件が発端になって、こういう動きになったのか。

○伊達地域福祉課長：相模原市の殺傷事件が影響となった。

●藤原委員：高齢者施設や障害者施設の防犯カメラの設置だが、対象施設は市で決めたのか。呼びかけをしたのか。

○加藤福祉部次長：市内すべての高齢者福祉施設を設置している社会福祉法人に国からの補助要望を伝え、要望を募ったところ、希望があった事業所がこの10施設であった。

●岡崎委員：防犯カメラと人感センサーの値段は。

○加藤福祉部次長：各事業所が申し出た金額は様々であるが、例えばある老人福祉施設が要望した防犯カメラは、3台で約93万円、またある老人福祉施設が要望した防犯カメラ1台と人感センサー1台は約34万円である。各事業所で必要な規模の人感センサー、防犯カメラを要望しているので、各事業所で何十万円かの差はあった。

●岡崎委員：高齢者施設で設置した施設は9カ所で、障害者施設は5カ所であるが、予算に開きがあるがなぜか。

○伊達地域福祉課長：各施設で今回の予算について、それぞれ必要なカメラなどの見積もりがあがってきて、それについて今回認められたということで、カメラの性能によっても金額も違う。また、障害者支援施設の1カ所が、施設整備の予算を計上していたものが、今回の第2次補正の中で認められたため、障害者支援施設の予算が高くなっている。

●永易委員：防犯カメラは抑止力や記録という点では効果はあると思うが、職員が防犯カメラを普段監視することについては、人間的に難しいのではと思うが、その辺の使い方の研修や周知徹底はどこまで関わっていくのか。

○加藤福祉部次長：防犯カメラの使い方の研修に限ったことではないが、相模原市の事件を受けてそれぞれの施設で防犯カメラの対応も含めてガイドラインの見直しを行い、不審者に対して声かけをしているか、避難訓練をしているかなどのチェック項目を作っている。その中で防犯カメラについても、点検項目になっている。

●藤原委員：高齢者施設の人感センサーは高齢者の徘徊対策のためなのか。外部からの侵入者対策のためか。

○加藤福祉部次長：人感センサーは認知症の方の徘徊防止のために既につけている事業所もあるが、今回は防犯目的である。

*後刻一括採決

□議案第27号 平成28年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○白石福祉部総括次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●仙波委員：療養給付費に関して、療養給付費等負担金は減っているのに、療養給付費がふえているが、なぜか。

○井上国保課長：療養給付費の歳出については、医療費等の延びによって、増額となっている。歳入の国庫支出金については、療養給付費を国が負担しているものであり、減少している理由として、65歳から74歳を対象とした前期高齢者交付金が、当初の見込みよりもふえたことによって、療養給付費の負担金を計算する場合は、前期高齢者交付金の額を減らす調整を行うので、入ってくる前期高齢者交付金がふえたことによって、療養給

付費の負担金の額が減った。

●仙波委員：国が減らしているのか。

○井上国保課長：療養給付費等負担金については32%という計算があるので、負担金を計算するときに引き去る前期高齢者交付金がふえることによって減額となる。

●仙波委員：32%を超えた部分が出さないということか。

○井上国保課長：療養給付費等負担金を計算するときに、前期高齢者交付金を除くので、除く金額がふえたことにより、対象となる金額が減ったことによって減額となる。

●仙波委員：薬価の影響はこの予算案に出ているか。

○井上国保課長：療養給付費が増額になった主な原因としては、高額な新薬による影響でふえている。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

休憩 午前10時49分

再開 午前10時55分

◎教育委員会関係

□議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○榎木教育委員会事務局総括次長：<説明>

<質 疑>

●岡崎委員：放課後子ども教室充実費に関して、タブレットの備品整備を行うということだが、小学校は16校あるが、11校を整備ということであるが、他の小学校はどのようになっているのか。

○三沢教育委員会事務局次長：今回タブレットを整備するのは、9校である。タブレットの他にレクリエーションスポーツ用品や机等の備品を含めての予算となっている。それらを含めると11校であるが、タブレットについては、9校となる。この9校については、すべての児童が放課後に安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるようにということで、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の充実を図るための備品整備の補正予算として計上した。特にタブレットについては、国の補助メニューの中のICTを活用した学習支援のための備品整備を活用して整備しようとするもので、放課後学び塾を拠点として事業を組み立てたために、現在放課後学び塾を実施している8校と平成29年度に開始予定の金栄小学校の9校で予算化している。

●岡崎委員：放課後学び塾の今後の予定は。

○高橋学校教育課長：現在8校で、金栄小学校で9校。残りの学校については、学習支援員が見つければ順次拡大を予定している。学習支援員の確保が難しい状況であるので、学習支援員についても、教員OB等で探しているが、柔軟な形で学習支援員を確保できるような方法で見直しを考えていきたい。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

閉会 午前11時03分

福祉教育委員会付託案件表

平成29年3月6日

○福祉部関係

議案第 8号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第3款 民生費 3・35・36

第2表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 5

第3表 繰越明許費補正 変更

第3款 民生費 6

議案第27号 平成28年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

. 14・16・52・63

○教育委員会関係

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第10款 教育費(財源補正を除く) 3・44

第2表 繰越明許費補正 追加

第10款 教育費 5

第3表 繰越明許費補正 変更

第10款 教育費 6